

令和4年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 令和4年8月8日（月）午後1時から午後1時45分まで
- 2 場 所 西三河総合庁舎 10階 大会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事

（1）議題

地域医療支援病院の承認について

（2）報告事項

幸田町における介護老人保健施設の整備計画について

愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について

6 会議の内容

○事務局（彦田西尾保健所次長）

それでは定刻になりましたので、若干まだお越しにならない委員もいらっしゃいますが、ただ今から、「令和4年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議」を始めさせていただきます。

私は本日司会、進行を務めさせていただきます西尾保健所次長の彦田でございます。よろしくお願いたします。

すいませんが着座にて説明させていただきます。本日のこの会議での所要時間は、概ね45分程度を目途にさせていただきますと思います。

それでは、開催に先立ちまして、事務局を代表し西尾保健所長の榊原より御挨拶を申し上げます。

○事務局（榊原西尾保健所長）

皆さんこんにちは、西尾保健所の榊原と申します。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、また大変暑い中、さらには新型コロナの対応で大変お忙しい中、「令和4年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。構成員の皆様におかれましては、日頃から本県の保健医療行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、重ねて、厚く御礼申し上げます。

さて、この会議は、西三河南部東医療圏における保健医療福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係する行政機関、団体、その他の関係者の皆様方の御意見をいただくこと及び関係機関の相互の連絡調整を行うことにより、これらの施策における連携を図ることを目的としております。

本日の会議は、新型コロナの影響もあり3年ぶりの対面での開催となりました。今回の会議では「地域医療支援病院の承認について」の審議、「幸田町における介護老人保健施設の整備計画」に関する報告、「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」

に関する報告を予定しております。

この地域にお住まいの方々の健康と福祉の向上のため、皆様方の活発な御議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

それでは、本日、御出席の皆様のご紹介ですが、時間の関係もございまして、お手元に配布しております「出席者名簿」及び「配席図」に代えさせていただきます。

会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。お持ちでないようでしたら、お声をかけていただければ配布させていただきます。

事前にお送りした資料として、「次第」と「令和4年度 西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議 構成員名簿」、「会議開催要領」、

「資料1 地域医療支援病院について」、

「資料2 幸田町介護老人保健施設整備計画（スケジュール）」、

「資料3 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」。

そして、本日、お手元にお配りしました「出席者名簿」と「配席図」でございます。不足等ございましたらお知らせください。いいですか。

また、本日の会議の開催根拠でございます、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」、事前に送付させていただきましたが、この開催要領について本年、令和4年4月1日付けで一部改正がございました。お配りした「開催要領の一部改正の概要」のとおり、名称が「健康福祉ビジョン」から「あいち福祉保健医療ビジョン」へ変わったものです。

次に、会の成立についてですが、本日まだ1名の方がお越しになっておりませんが、その他、代理出席者が2名、従いまして構成員15名中、代理出席2名、欠席1名で出席者14名となり、開催要領第4条第3項の規定により、過半数を超えており、本会議は有効に成立しております。

続きまして、議長の選出について皆様にお諮りいたします。

この会議の議長につきましては、開催要領第4条第2項で「会議の議長は会議開催の都度互選により決定する」となっています。誠に僭越ではありますが、事務局といたしましては、地元岡崎市医師会の「小原会長」を推薦したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（意義なしの声あり）

異議なしということで、議長につきましては、岡崎市医師会の小原会長に決定させていただきます。

以降、会議につきましては、小原会長にお願いしたいと思います。

小原会長、よろしく願いいたします。

○議長（小原岡崎市医師会長）

皆さん、こんにちは、岡崎市医師会会長の小原です。御指名により、本日の会議の議長を務めさせていただきます。

この地域、圏域の保健医療福祉の連携ということで、非常に重要な会議となります。行動制限がないコロナ禍で、極力集合で皆様の忌憚のない意見を伺いたいということで、開催させていただきました。円滑に運営を進めていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。それでは、着座にて進行を進めさせていただきます。

早速、議事に入りたいと思っておりますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、決めておく必要がありますので、事務局から説明を、お願いします。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

この会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。本日の議題については、非公開とする議事はございません。従いまして、すべて公開にしたいと考えております。

なお、本日開催の案内は、西尾保健所のホームページに掲載されており、本日の会議の概要及び会議録についても、後日、掲載することになっておりますので、御承知おきください。

ご発言いただきました内容の公開に当たり、事前に内容の確認を、ご発言していただきました皆様にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、傍聴人はございませんので、御報告させていただきます。以上になります。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、議事の公開・非公開について、事務局から説明をいただきましたが、何か御質問、御意見ありますでしょうか。特に、御意見、御質問が無いようですので、ただ今から、本日の会議については、すべて公開ということで、始めたいと思っております。

それでは、会議次第に沿って議事を進めて参ります。先程、お話がありましたように、本日の会議は、45分程度の予定でおりますので、議事が円滑に進みますように、御協力よろしくお願いいたします。

早速、議題に進みたいと思っております。「議題（1）地域医療支援病院の承認について」、事務局から説明を、お願いします。

○事務局（愛知県医務課貞松課長補佐）

医務課の貞松でございます。本日は、それぞれのお立場から地域の医療体制の推進にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、わたくしから「議題（1）地域医療支援病院の承認について」、説明させていただきます。失礼ですが着座にて説明させていただきます。

それでは、「資料1 地域医療支援病院について」を、説明させていただきます。

「1. 制度の趣旨」にありますように、地域医療支援病院は、かかりつけ医を支援し、地域の医療の充実を図ることを目的とした制度です。本県における取り扱い方針については、「2. 地域医療支援病院の取扱方針」のとおりで、この中の3に記載されているように、「圏域保健医療福祉推進会議」、こちらの会議ですが、において関係者の御意見を伺うこととされており、今回、御意見を頂戴するものでございます。

2ページ「令和4年度地域医療支援病院の承認に係るスケジュール」を、御覧ください。今後

の手続きについて、太線で囲っている部分ですが、本日の会議での御意見を踏まえて、令和4年10月12日開催予定であります、愛知県医療審議会5事業等推進部会に諮ったうえで、会議で承認をいただきましたら、11月頃に地域医療支援病院の承認となる予定でございます。

続いて、3ページ「地域医療支援病院の承認の要件について」を、御覧ください。上段に記載してありますとおり、紹介外来制を原則として救急医療の提供、地域の医療従事者の資質の向上など1から6までの6つの要件が、示されております。この6つの要件については、厚生労働省から都道府県宛の通知により承認に当たっての留意事項として、要件ごとに考え方が記されております。要件のうち、具体的な数値により基準が示されているのが、下の段に記載しております、紹介率、逆紹介率でございます。ここに示した、3つのいずれかが達成されていることが条件となります。

続いて、4ページから8ページは、医療法に規定する地域医療支援病院承認要件等を整理したものです。今回、この承認要件に基づき、審査を行っております。今回、地域医療支援病院の承認に係る事業計画書が、藤田医科大学岡崎医療センターから提出され、承認要件に沿って作成がなされております。以降、藤田医科大学岡崎医療センターを、岡崎医療センターと呼ばせていただきます。

それでは9ページ「地域医療支援病院名称承認申請概要書」を御覧ください。承認要件ごとに説明をさせていただきます。「2 病院の名称等」です。病床数ですが、岡崎医療センターの病床数は400床で、3ページの承認要件の上段④の200床以上を満たしております。

「3 施設の構造設備」について、集中治療室を始め、化学検査室、図書室など、地域医療支援病院に必要な法定の施設を有しており、また、医療法施行規則で定める構造設備であることを、令和4年7月20日に現地調査を行い、3ページの承認要件の上段⑤⑥を、満たしていることを確認しました。

続いて、10ページを御覧ください。「4 紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況」です。紹介率の基準は、先程ご紹介したとおり、3ページ下段の3つのうち、いずれかを達成していることが、必要となります。岡崎医療センターの紹介率は、紹介患者数は、前年度の実績で10,502人、初診患者数は15,925人で、紹介率は65.9パーセントです。また、逆紹介率ですが、逆紹介患者数は7,169人で、逆紹介率は45.0パーセントとなっております。従いまして、3ページ目の承認要件の下段でございます、「②地域医療支援病院の紹介率が65パーセント以上であり、かつ、地域医療支援病院の逆紹介率40パーセント以上であること。」を満たしております。

続いて、10ページ「5 共同利用のための体制の整備状況」です。共同利用の実績は、昨年度共同利用を行った医療機関の延べ機関数は2施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関です。また、共同利用に係る病床の病床利用率は1.3パーセントでした。ただし、病院からの説明で、当初共同利用として調整していましたが、新型コロナウイルスの状況により、結果的に紹介となってしまったケースも多くあり、現状では、令和4年度の8月にも共同利用の予定が入っており、今後も件数及び利用率は増加していく見込み、との説明がありました。

また、5の「(4) 利用医師等登録制度」の登録医療機関数は、昨年度は88施設で、いずれも

申請者と直接関係のない医療機関です。こちらの登録医療機関数も、今年度も増加している状況で、今年度7月時点では、202施設となっています。

「(5) 共同利用可能な病床数」も5床確保されており、共同利用のための体制は整備されています。よって、3ページの承認要件の上段の①を、満たしております。

続いて、11ページを御覧ください。「6 救急医療を提供する能力の状況」です。重症患者の受け入れに対応できる医療従事者は、資料に記載のとおり、確保されています。また、重症救急患者のための病床ですが、優先的に使用できる病床は、20床です。2次救急医療施設として、救急告知を受けており、救急医療を提供するものです。よって、3ページの承認要件の上段②を、満たしております。

続いて、「7 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力の状況」です。昨年度の研修の実績として、COVID19対策、泌尿器科におけるロボット支援手術、地域に密着した救急医療の実現などの研修が、12回開催され合計で696名が参加しており、研修を定期的実施する体制が、整備されていると認められます。よって、3ページ承認要件の上段の③を満たしております。

以上の承認要件以外に、地域医療支援病院の行わなければならない事項としての確認が、資料6から8ページ、概要書については、12ページ以降となっております。

12ページを御覧ください。「8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法」です。管理責任者、管理担当者、閲覧責任者、閲覧担当者、いずれも満たしており、適切な体制が敷かれております。

「9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成」は、医師会等医療関係団体の代表が3名、学識経験者の代表が1名、地方公共団体の代表が2名、地域住民の代表が1名、当該病院の関係者が5名の合計12名の体制で、委員会が設置されております。

「10 患者からの相談に適切に応じる体制」は、看護相談室を設置し、病院内の患者からの相談を適切に応じる体制を確保しております。

「11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援」は、記載のとおり様々な支援を行っており、在宅医療に必要な支援が、行われております。

13ページを御覧ください。「12 その他地域医療支援病院に求められる取組み」です。連携体制を確保するための専用の室、医療連携室を設けるなど、必要な取組みが行われております。

以上、事業計画書の提出に伴い、書類審査及び7月20日に現地調査を行い、承認要件を、すべて満たしております。

説明は以上です。よろしく、お願いいたします。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。「議題1 地域医療支援病院の承認について」で、前半は地域医療支援病院の制度と承認のスケジュール及び要件について、後半は申請された、藤田医科大学岡崎医療センターに関しての説明をしていただきました。この件につきまして、この会議での承認案件となっております。ただ今の説明で、御質問とか御意見とかありましたら、よろしく願いいた

します。

○片岡委員（岡崎市保健所長）

岡崎市保健所の片岡でございます。事務局から、ご説明していただいたことについて、紹介率が65.9パーセントで65パーセントを、少し上回る状態であるということと、共同利用の実態の中で本来であれば、共同利用をすべき患者を、紹介という形の中でお願いしたという事例が、多々あるということになりますと、この紹介患者数が非常にラインすれすれで、本当に一歩間違えると承認が厳しくなるような非常に危ういところを推移しております。引き続き紹介率を上げていただくような努力を病院に、事務局から指導していただくか、働きかけていただくということを、お願いしたい。

○事務局（愛知県医務課貞松課長補佐）

御意見、ありがとうございます。病院の方からも、紹介率の向上については、とても力を入れている、という説明をいただいております。幸田町、岡崎市の病院や診療所と一緒に回って、こういった依頼を、医師とともに回って説明を行うなど、しっかりと向上に向けて取り組みをされているという説明をいただいております。私どもも紹介率と逆紹介率というのが、基準の数値となっていますので、この数値については、きちんと確認をして、向上していただきますように、ご案内をさせていただきます、思っております。

○宇野委員（鉄友会宇野病院理事長）

臨床を行っている病院やクリニックが、この地域医療支援病院ができることによる変化やメリットについて、教えていただきたい。

○事務局（愛知県医務課貞松課長補佐）

地域医療支援病院は、かかりつけ医である医療機関と中核的な病院が連携を図り、円滑な医療を提供していくという観点で、メリットがあると思います。

○宇野委員（鉄友会宇野病院理事長）

もう少し具体的に、教えてください。

○事務局（愛知県医務課貞松課長補佐）

今回、この地域医療支援病院では、紹介率が一番の基準となっておりますが、このようなかかりつけのお医者様が、その病院等の設備で、治療しきれない場合に、地域医療支援病院に紹介をしていただき、そちらで治療を連携して行い、治ったあかつきには、かかりつけ医に戻っていただき、圏域内で医療機関の役割分担と連携を図り、患者を身近な地域で、医療の提供を図っていく制度となっています。かかりつけ医という観点から申し上げますと、自分の設備以上の医療の提供を、地域医療支援病院へ紹介することにより、つなげていけると思います。

○宇野委員（鉄友会宇野病院理事長）

特に反対意見ではありませんが、より岡崎の医療を良くするためには、どのようにしたら良いかを、地域医療支援病院として、開業医の先生などに、もっと具体的なことを示していただきたい。今回、承認されることは、良いことだと思います。

また、岡崎市民病院は、地域医療支援病院ですか、3次救急でしょうか。

○小林委員（岡崎市民病院長）

2009年に地域医療支援病院になりました。

○議長（小原岡崎市医師会長）

この圏域では、岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターが、圏域から外れますが、安城更生病院が地域医療支援病院で、岡崎市医師会の理事が会議に参加させていただいています。結局、地域医療支援病院の承認を取らないとしても、今までとやることは同じで、我々開業医からの紹介を受けていただき、治療が終わったところで、逆紹介で戻ってくるという状況であると思います。地域医療支援病院の登録手続きをされたことにより、紹介率、逆紹介率の縛りができるので、なおさら紹介した患者さんを抱え込むことなく、戻ってくる体制作りへの保険ができるということ、それに併せて、いろいろな研修、勉強会もしていただけるので、かかりつけ医としては、申請して承認していただけると、メリットが多いかと、私は解釈しております。

他に御意見、御質問よろしいでしょうか。

特に、御意見、御質問が無いようですので、ただ今の藤田医科大学岡崎医療センターから提出された、地域医療支援病院についての申請の承認を、される方は挙手をお願いします。

挙手全員ということで、地域医療支援病院の承認については、全員一致で承認されました。

この結果につきまして、事務局を通じて、県へ報告することになっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これで議題の方は終わりました、報告事項に移ります。

「報告事項（1）幸田町における介護老人保健施設の整備計画について」、資料2を見ながら、説明をお願いします。

○事務局（西三河福祉相談センター吉田次長）

愛知県西三河福祉相談センターの吉田と申します。幸田町における老人介護保健施設整備計画におきまして、令和元年（2019年）8月に開催されました当会議において、承認を受けたところでございますが、諸事情により事業の進捗が、当初の計画より遅れている状況でございます。そのため、本日は幸田町より、これまでの事業の進捗状況と今後の見通しについて、御報告をさせていただきます。それでは、よろしく、お願いします。

○事務局（幸田町福祉課横田主幹）

それでは、失礼いたします。幸田町福祉課の横田と申します。よろしく、お願いいたします。

この幸田町では、介護老人保健施設100床の整備につきまして、まもなく承認をいただいて3年を迎えることとなりますが、本事業に関する、これまでの経過と進捗状況について、御報告させていただきます。

資料2の1ページを御覧ください。100床整備の御承認以降、取組と今後のスケジュール案になります。承認後、開発場所を幸田町の長嶺北部地区に決定し、地元と調整をして参りました。場所については、2ページ目に予定位置図がございますので、御覧いただければと思います。着色してある場所になりますが、地元と調整いたしまして、令和2年度中に幾度か地元とワークショップを、開催いたしまして年度末には、本地区での介護老人保健施設と併せて、障害者の支援施設の整備について、御賛同を得ることができました。

この調整期間中に、地権者説明についても行って参りました。こちら、概ね賛同を得ているところでございます。令和3年度に入り、具体的な開発に関する事業を進めて参りました。この地区での開発に向けた基本設計と測量、接道となる南側道路の道路計画について、委託業務を発注しております。この業務において、平場の確保面積等を確認し、令和4年7月に事業者の公募を目標にしておりましたが、業務が進むにつれ4点ほど課題が見えて参りました。それを1ページ目のスケジュール表の下に、まとめてあります。

1点目が地元でのワークショップで検討された、公園や集会所等の施設が、開発許可や農振除外の対象とならないことです。

3ページを御覧ください。イラストが2枚ありますが、下の方になります。こちらが、ワークショップの検討に基づいて、作成したイメージ図になります。この図では、先程のべました農振除外、開発許可の申請の対象にならない施設が、ございましたので構想に変更が必要だということが分かりました。

2点目になります。このイメージ図で用地造成を行った場合、残土搬出や造成工事において、多額の財政支出と長期に渡る工事になることが、判明しました。そのために、開発に関する基本設計において、開発用地内における盛り土による造成に変更したものが上の方の計画図案になります。

3点目については、町議会議員の中に整備について賛同していただけるものの、財政支出に関して慎重論があるというものです。そのために令和4年度当初予算について、予定を大幅に縮小した規模での予算になりました。

4点目になります。事業者の公募についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、医療法人の経営が悪化していることが懸念されましたので、優れた事業者の応募の可能性の機会が失われる恐れがあると思い、公募の時期を見直しているところです。

以上の経過や課題により、スケジュールの見直しを行って参りました。

これが、1ページ目のスケジュール案です。令和3年度から境界画定、基本設計、道路計画を策定しており、今年中にこれが、完了する予定でございます。

令和4年度は、地質調査や土地の鑑定、評価や調査を行い、その結果を基に、地権者等への説

明、用地売買への同意を得たいと思います。事前に同意を得られることが、見込まれましたら令和5年度の予算で用地購入を実施して参りたいと思います。事業者の公募については、令和5年度中に行っていきたいと、考えております。来年8月の第1回目の圏域会議で、進捗業況を報告できればと思います。

また、令和5年度は事業者決定とともに、具体的な開発、道路の設計を進め、令和6年度には、先行して開発区内の町道整備を進めていく計画としております。その道路の整備により、開発許可申請の協議を進め、令和6年度末までに許可を得る予定にしております。開発許可が得られたら、令和7年度から2年度程度かけて、造成工事、その後、事業者による建築物の工事がスタートするように見込んでおります。施設の竣工は、最速で令和10年中を見込んでおります。

事業者決定を始め、幸田町の介護老人保健施設の整備については、当初の計画から大幅に変更が生じておりますが、町としては引き続き介護老人保健施設の整備に向けて、事業を進めていきたいと、考えております。

以上、幸田町からの報告と、させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小原岡崎市医師会長）

はい、ありがとうございました。ただ今、幸田町における介護老人保健施設の整備計画について、説明がありました。これに関して、何か御意見、御質問等ございますか。

○宇野委員（鉄友会宇野病院理事長）

私も、この幸田町の介護老人保健施設の整備計画について、賛成させていただき、早くできると良いと思っていたところです。現状コロナ禍や医療法人の経営の悪化に加え、非常に建築費も高騰しており、今の保険点数上では、運営がかなり難しいと思います。どちらかの医療法人に手上げをして頂いて作るという方向性となっているのですか。

○事務局（幸田町福祉課横田主幹）

まだ具体的な事業者は、これから公募となりますが、いくつかの問い合わせを受けている状況ではございます。

○宇野委員（鉄友会宇野病院理事長）

きちんと運営ができて、あまり遠方でなく、地域に根付いた診療や介護ができることが希望です。是非そのような事業者で、やっていただきたい。という望みです。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございます。それでは、その辺も踏まえて町で建設する施設ですので、地元の方が有効に活用できるような形で計画を進めていただきたいと思います。ほかに、御質問、御意見は、よろしいですか。

続きまして、「報告事項（2）愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関の更

新について」、資料3を見ながら、説明をお願いします。

○事務局（西尾保健所小林主査）

西尾保健所総務企画課の小林と申します。よろしくお願いします。それでは、着座にて説明させていただきます。

「資料3 地域保健医療計画別表に記載されている西三河南部東圏域の医療機関名の更新について」を、御覧ください。

地域保健医療計画の別表の更新は、「愛知県地域保健医療計画別表更新取扱要領」に基づき、県医療計画課が愛知医療機能情報公表システムの情報及び分娩の実施状況に関する調査結果を基に行い、更新については、圏域保健医療福祉推進会議で報告することと定められております。

今回、令和4年3月25日付けで、別表が更新されましたので、御報告申し上げます。

「1 「がん」の体系図に記載されている医療機関名」は、「藤田医科大学岡崎医療センター」が胃、大腸、肺及び肝臓の各部位に追記されました。

「2 「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名」は、「藤田医科大学岡崎医療センター」が、高度救命救急医療機関に追記されました。

次のページに移り、「3 「心血管疾患」の体系図に記載されている医療機関名」も、「藤田医科大学岡崎医療センター」が、高度救命救急医療機関に追記されました。

「7 「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名」は、検診のみを実施している医療機関の診療所において診療所の廃止に伴い、「幸田産婦人科」が削除されています。

また、更新後の地域保健医療計画（別表）の全文は、愛知県のホームページに記載するとともに、保健所及び県民生活プラザで縦覧を行っています。

「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」の説明は、以上です。よろしくお願いします。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、愛知県地域保健医療計画（別表）についての更新の説明を、いただきました。

基本的には、「藤田医科大学岡崎医療センター」の件と閉院に伴う「幸田産婦人科」に絡んだ更新になると思います。現状の診療状況に合わせた更新になると思います。

この件について、御質問、御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問等ないようです。一応これにて、議題、報告事項は、終わりましたが、せっかくの機会ですので、何か、御意見等ありましたら、お願いします。

特に、御意見等無いようですので、これにて議事の方は、終了させていただきます。

皆様のご協力で、ほぼ定刻通り議事を終わることができました。これにて私の議長としての任を、終わらせていただきます。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

小原会長、ありがとうございました。

これをもちまして「令和4年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議」を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

お帰りの際には、交通事故等には十分お気をつけください。

なお、引き続き「令和4年度第1回 西三河南部東圏域 地域医療構想推進委員会」を開催いたします。こちらに出席の方は、2時からの開催となっております。着席いただけますよう。お願いします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上